

主任更新研修に係る質問 Q & A

順不同

◎受講時期に関すること

Q：主任更新研修の申込のことについては、どこにいつごろ掲載されますか？

A：3/16 午後より熊本県介護支援専門員協会のホームページにアップしています。

Q：受講したいが自分の更新時期がわからない。調べる方法がありますか？

A：平成 23 年度までに主任研修を修了した方は平成 30 年度までに、平成 24, 25 年度に主任研修を修了した方は、平成 31 年度までに主任更新研修を修了する必要があります。

さらに、本研修を受講修了することで、介護支援専門員証の更新を兼ねることになります。したがって、主任更新研修を受講する時期は上記の期間中に、ご自身の介護支援専門員証の有効期間前に行く必要があります。詳しくは本会ホームページの別紙 1 及び 2 の「主任介護支援専門員更新研修の受講年度について」より適切な時期を選択してください。

Q：主任介護支援専門員更新研修を修了したものは、更新研修（32 時間）の受講が免除となるとありますが、介護支援専門員証の有効期間がすぎても、主任介護支援専門員更新研修を受ければ、更新したとみなされるのですか？

A：認められません。そもそも本研修はまず介護支援専門員としての有効期間が満了していないことが大前提です。なので、介護支援専門員としての有効期間が過ぎている方は、主任介護支援専門員更新研修は受講できないこととなります。

事前にご自身の介護支援専門員証等で有効期間を確認し、期間切れとならないよう日頃よりお気をつけください。

Q：日程をみて、どうしても受講できない日があるのですが、その場合どうしたらいいですか？次年度その分野を受ければ、修了したとみなされますか？

A：次年度への受講（欠席分）の持越しに関しては、認められていません。必ず指定した全日程受講しなければ修了とみなされません。また本研修に関しては補講もありません。もし、1 日でも未受講の日があれば来年度改めて受講していただくこととなります。

Q：主任更新研修を受講しなかった場合、何か支障がありますか？

A：このたび主任介護支援専門員研修修了者に対して有効期間が設けられたことにより、有効期間（別紙 1 「主任介護支援専門員更新研修の受講年度について」参照）が過ぎた場合、以下のことが想定されます。

- ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員としての業務ができなくなる。
- ・居宅介護支援事業所で、特定事業所加算を請求されている事業所は、必ずその要件に

「主任介護支援専門員研修修了者」を配置することになっているため、その届出者に該当される方は配置基準の対象者とみなされなくなる。

Q：では、有効期間までに主任介護支援専門員更新研修を受けなかったら、再び主任介護支援専門員としては認められないのか？

A：その通りです。但し、再度主任介護支援専門員研修（70時間）を受講修了することで、研修修了証明書の有効期間（5年間）について、再び主任介護支援専門員として認められることとなります。

◎受講定員に関すること

Q：受講定員（200名）を超えた場合は、どうなりますか。

A：別紙1に記載の受講対象となる本年度（平成28年度）の受講者数をあらかじめ見込んだ定員としておりますので、定員を超えることは想定していません。

くれぐれも先着順ではありませんので、申込書の記載内容と添付資料等に不備がないよう充分確認されたうえで、締切り期日の4/15までにお申し込みください。

◎対象者の要件に関すること

Q：対象者の要件（3）の①に「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」とありますが、介護支援専門員に係る研修の企画とは、どの程度の関わりをもって要件とみなされるのか？

A：研修を企画、開催された機関によって受取り方は様々だと思われませんが、ひとつの研修が開催されるにあたり、その研修の委員や役員として参画されているのであれば「介護支援専門員に係る研修の企画」にかかわっている者としてみなされます。

例えば、熊本県介護支援専門員協会（支部・ブロックも含む）で役員等を経験されていた方で、その時に研修企画にかかわっていた場合も本要件は満たされることとなります。

Q：対象者の要件（3）の②に「法定外の研修等に年4回以上」とありますが、法定外の研修とはどのようなものか？

A：まず法定研修とは、介護支援専門員の資格・更新等に係る都道府県が認定した研修のことであり以下のとおりです。よってそれ以外はすべて「法定外の研修」とみなされます。

- ・実務研修、実務従事者基礎研修、更新研修（53H、44H、20H）
- ・専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、再研修、主任介護支援専門員研修

Q：受講対象者に、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上とありますが、24年から27年までの5年間で4回以上の研修の証明をもらえばいいですか？

A：違います。

年4回の研修参加とは、平成23年度から平成27年度までのいずれかひとつの年度内に対象となる研修に4回参加されている方が対象となります。

※例えば、23年度中に2回・26年度2回での合計4回は認められません。×

あくまで、平成23年度から平成27年度までのいずれかの年度内のいずれか一つの年度中で構いませんので、4回以上の受講が証明できなければいけません。

その4回は一カ所の研修先だけでなく複数でも結構です。

※例えば、平成26年度中（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に市町村包括支援センターで1回・介護支援専門員協会（支部・ブロックも含む）で2回・他県での研修機関で1回…合計4回。○

なお、研修回数は同年度中に複数の研修先での研修を合計した回数で結構です。但し、それぞれの研修先での証明書が必要になります。

Q：介護支援専門員協会主催の研修受講の証明が必要なのですが、申込み前に県協会の事務局に証明書を依頼しなければならないのですか？

A：熊本県介護支援専門員協会やその支部（支部のブロック等も含む）での研修受講に関する証明は、証明書①または②に必要事項を記載されたままで郵送される申込書に証明書①または②を同封していただければ結構です。（到着後本会にて確認します。）

したがって、申込み前に証明書①または②の研修実施機関（本会）の証明は不要です。

Q：地域包括支援センターで主任介護支援専門員して業務をおこなった経験があれば、受講できますか？

A：実施要項中4 対象者（3）⑤の記載は「地域包括支援センターで主任介護支援専門員として現に業務を行っている者」と記されています。なので、過去の実務経験者は⑤の対象となりません。その場合は、⑤の要件以外で受講要件を満たしていただくことになります。なお、⑤の対象者は他の業務との兼務であっても構いません。

Q：居宅で主任介護支援専門員として従事していますが、対象者になりますか？

A：実施要項中4 対象者の（1）及び（2）かつ（3）の①から⑤の要件を満たしている方なら、全て対象となります。

Q：研修実施機関がおこなった研修であれば、どんな研修でもいいのですか？

A：どのような研修でもよいというわけではありません。あくまで実施要項中4 対象者の(3)の②に「介護支援専門員の資質向上に関する研修を対象」と記載されていますから、「介護支援専門員の資質向上に関する研修」であれば、②の対象となる研修となります。

◎研修時間と内容に関すること

Q：遅刻・途中退席・欠席はいかなる場合でも認められないのですか？

A：認めておりません。但し、天災等により多数の研修参加が不可能な場合は例外とします。

Q：実施要項に「演習実施にあたり、受講者には事前課題を提出していただきます。」と記載してありますが、どのようなものをまたどの時期に提出しなければいけないのか？

A：実践事例の概要を提出（A4サイズ1枚程度）していただく予定です。

提出時期及び詳細については、受講決定者へ追ってご連絡されることとなります。

また、提出課題はアセスメントシートやケアプランシートではない予定です。

Q：研修日程表について、その中に「各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を行う」と記載してあるがどのような修了評価をされるのか教えてほしい？

A：研修カリキュラムに沿って研修が計画されていますが、その日受講された内容等について、ご自身の研修後の振り返りも兼ねて、評価表を記入いただく予定です。

また、毎回その日の研修終了後一定の時間を設けてシートに記入する時間も設ける予定です。

なお、評価表の提出は研修最終日に一括してご提出していただきます。

詳しくは、研修初日のオリエンテーションでご確認ください。

◎受講費用に関すること

Q：受講料は、ATM やネットバンキングでの入金出来ますか？

A：指定口座に振込可能であれば方法は問いません。なお、申込書には必ず入金を証明するための振込書等の写し(コピー)を添付する必要がありますので、この点ご注意ください。

Q：振込み時の金融機関は決まっていますか？

A：特に指定はありません。但し、申込書には必ず入金を証明するために振込書等の写し(コピー)の添付が必要になりますので、この点ご注意ください。

Q : 振込書等の（写し）が貼り付け枠より大きい場合どうしたらいいのですか？

A : 枠から多少はみ出ても構いません。縦ではなく横向きに貼り付けても結構です。

それでもはみ出る場合は、申込書の裏面に貼り付けてください。その際、申込書の貼り付け欄に「裏面に添付」と記載してください。

Q : 振込書をなくした場合はどうしたらいいですか？

A : 入金された金融機関にご相談いただき証明となるものを再度発行していただくこととなります。

Q : 支払いは分割支払いができないのか？

A : 申し訳ありませんができません。申込時に一括での入金をお願いします。

Q : 受講料が高すぎないか。またその他に負担する費用はないのか？

A : 本研修の受講料に関しては、これまで熊本県と協議を重ね受講者負担をなるべく軽減できるよう考慮したうえで、受講料を設定いたしました。また、受講料には資料代も含まれておりますので、32,000円以外に追加として費用をご負担いただくことはございません。

◎受講申込方法に関すること

Q : 証明書が申込み期限に間に合わないときはどうしたら良いですか？

A : 添付書類等の送付も含めて4月15日（金）が〆切となっています。

よって、証明書など添付書類がない場合は申込内容不備ということで、受講が認められませんので、必ず申込期限（厳守）までに、必要書類を添付のうえお申込みください。

Q : 申し込み締め切りを越えてしまった場合は、受講できないのですか？

A : 4月15日（金）が〆切となっています。〆切後の受講受付はできません。

Q : 受講した主任介護支援専門員研修修了書を紛失した場合、再発行はしてもらえるのか？

A : 再発行はできません。その場合受講された際の研修実施機関で確認しなければならないので、主任介護支援専門員研修の修了年月日及び研修実施機関（最低でも修了年月）は必ず申込書に記載しておいてください。

なお、熊本県での主任介護支援専門員研修の研修実施機関は下記のとおりです。

- ・平成18年度から平成22年度（平成23年3月まで）…熊本県
- ・平成23年度から平成27年度（平成28年3月まで）…熊本県介護支援専門員協会

◎介護支援専門員証の交付（更新）に関すること

Q：更新研修修了書をなくしてしまい、有効期間が分かりません。どうしたらいいですか。

A：本研修の申し込みに更新研修等の修了書を添付する必要はありません。有効期間については、介護支援専門員証（申込時にコピーが必要）によりご自身の介護支援専門員としての有効期間をご確認ください。

なお、介護支援専門員証を紛失されている方は、熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課へお問い合わせください。

Q：介護支援専門員証交付の申請はいつ頃おこなわなければならないのですか？

A：本研修期間中に熊本県より介護支援専門員証の更新に係る手続き等についての説明がある予定です。その際ご確認ください。

◎その他

Q：印鑑を忘れた場合は受講できませんか？

A：くれぐれもお忘れなようお願いします。なお、印鑑は認印で構いません。

Q：受講券は必ず持っていく必要がありますか？ 忘れた場合はどうしたらいいですか？

A：受講券は受講者ご本人であることを証明し、受講会場に入場できるためのいわばパスポートのようなものです。毎回必ず提示していただく必要があります。

そのため、くれぐれもお忘れなようお願いします。

Q：会場での駐車場は確保されていますか？

A：本研修受講者用としての駐車場は特段確保されていませんが、会場（グランメッセ熊本）は、充分駐車スペースはあると思います。

但し、研修日に他の催事が予定される日などは、かなりの混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

Q：実施要項のその他のところに「身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に御相談ください。」と記載してあるが、どの程度まで配慮してくれるのか？

A：受講者によりさまざまなので明確な回答はできません。まずはご自身でこの8日間受講可能な状態であるか熟慮いただき、本会としても可能な限り配慮はいたしますが、状況によってはご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。